

平成22年10月27日

社団法人 日本歯科医師会
会長 大久保 満 男 様

女性歯科医師の活動に
関する検討委員会
委員長 倉 治 ななえ

答申書

平成21年6月25日付、日歯発第547号をもちまして諮問のありました件について慎重審議いたしました結果を下記のとおり答申いたします。

(諮問事項)

女性歯科医師の活動を取り巻く諸問題への対応について

記

はじめに

日本の歯科医療を守るために、日本歯科医師会（以下、「日歯」という）が政府に対して政策提言するにあたり力を持ち続けることは重要であり、そのためにも日歯の組織率を低下させないことは最重要課題の一つと言える。しかしながら日歯の組織率はここ20年で11%近く下がってきており、組織力、ひいては政府への発言力の低下が危惧される場所である。（3頁「(4)日歯組織率」参照）

そのような中、歯科医師総数に対しての女性の割合は近年ますます増加しているにも拘らず、日歯会員総数の中の女性会員の割合は微増にすぎず20年以上8%台に留まっている。（3頁「(3)日歯男女別会員数」参照）

一方、歯科医師国家試験合格者の女性割合は一昨年40%を超え、このまま推移すると、近々にも更なる本会組織率低下の要因になることが懸念されるため、本会として女性歯科医師の活動を取り巻く諸問題に取り組むことは、女性会員のみならず歯科医師会の存在感に関わる問題として重要な意味がある。（2頁「(2)歯科医師国家試験男女別合格者数」参照）

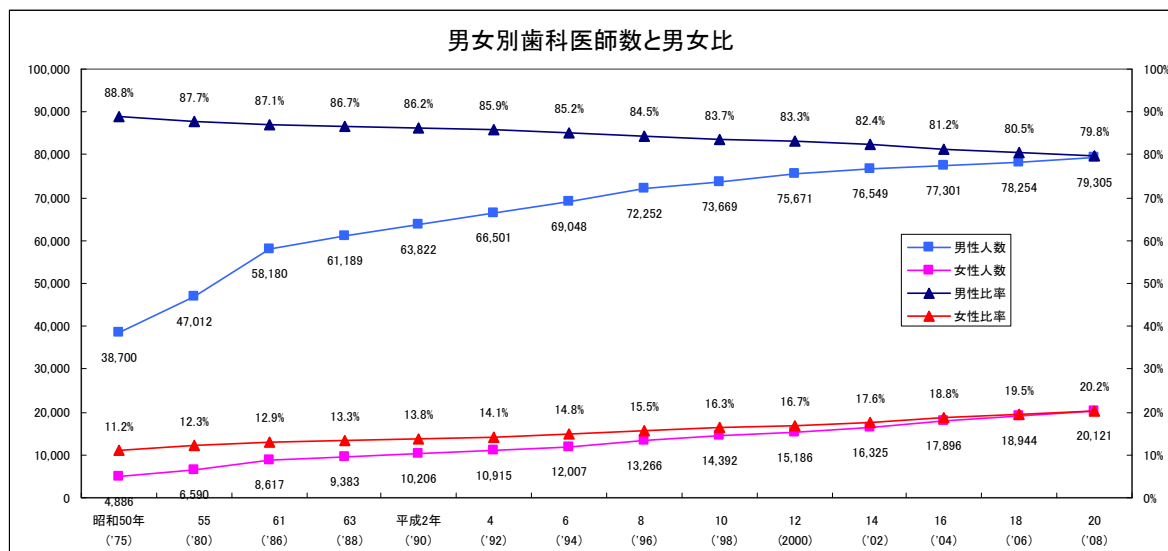
本委員会では、会員の女性会員に対する意識や男女共同参画に関する意識等を調査・分析することを目的に、平成21年11月20日付で都道府県歯科医師会の協力を得て、本会会員を対象に「歯科医師会における男女共同参画等に関するモデル意識調査」を実施した。調査結果等を踏まえ、女性歯科医師の支援体制を中心に見解を列記した。以下に、諮問事項への答申を記す。

1. 女性歯科医師の現状

日本における女性歯科医師の現状を把握するため、(1) 男女別歯科医師数、(2) 歯科医師国家試験男女別合格者数、(3) 日歯男女別会員数、(4) 日歯男女別新入会員数、(5) 日歯組織率の推移を各男女比とともに次に示す。

(1) 男女別歯科医師数

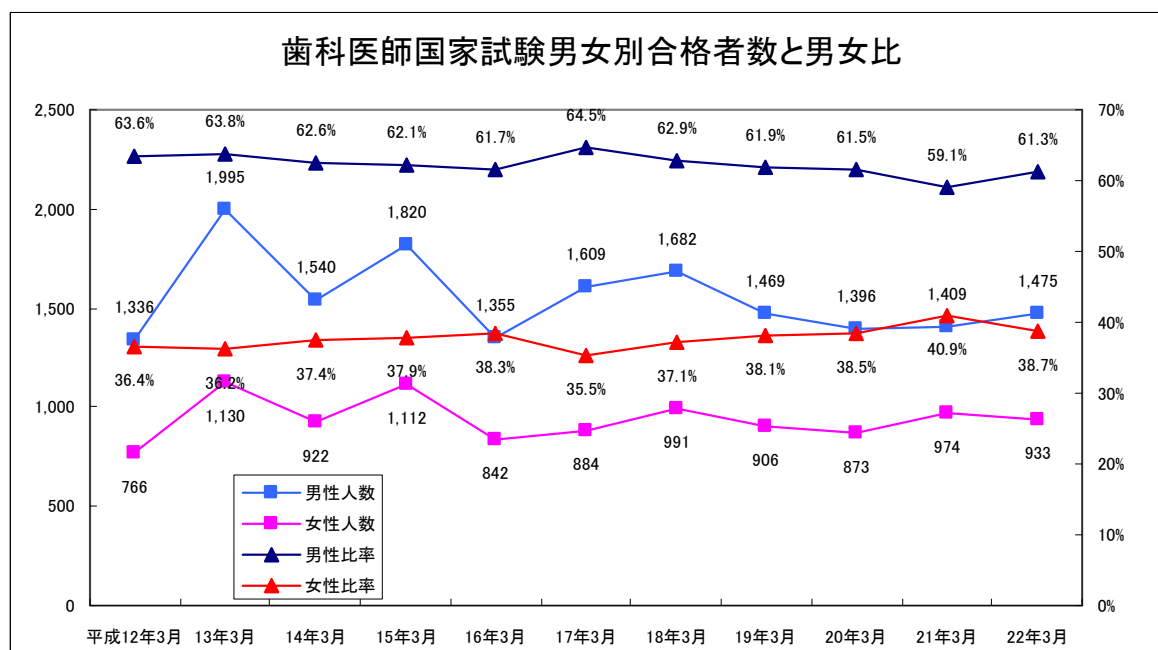
(出所：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」)



上記のとおり女性歯科医師数は、昭和50年当時は4,886名に比べ、平成20年には20,121名と4倍以上に増加している。

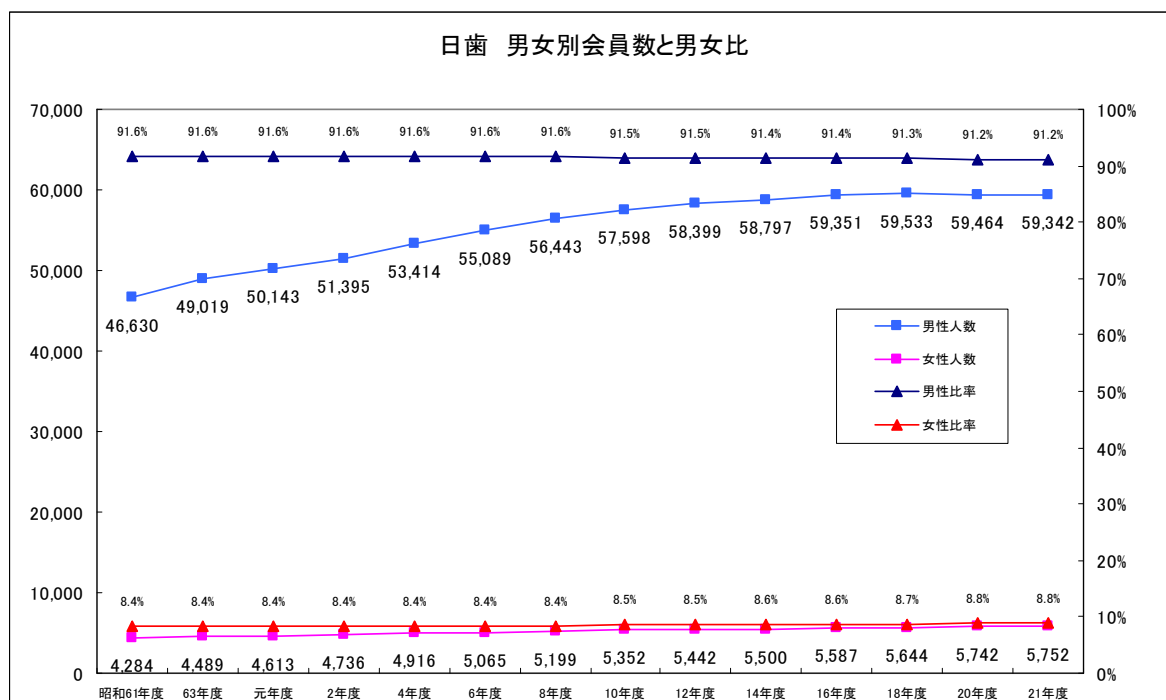
(2) 歯科医師国家試験男女別合格者数

(出所：厚生労働省医政局医事課試験免許室・報道発表資料)



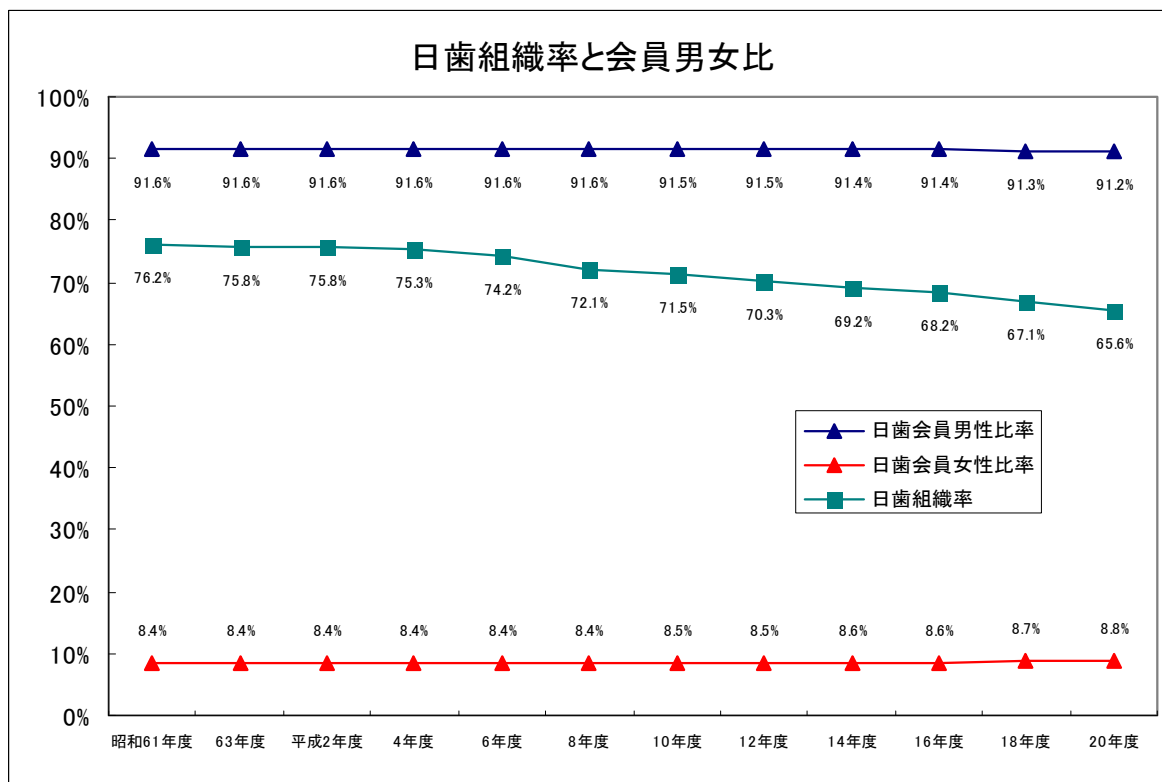
(3) 日歯男女別会員数

(出所：本会会員管理システムデータ)



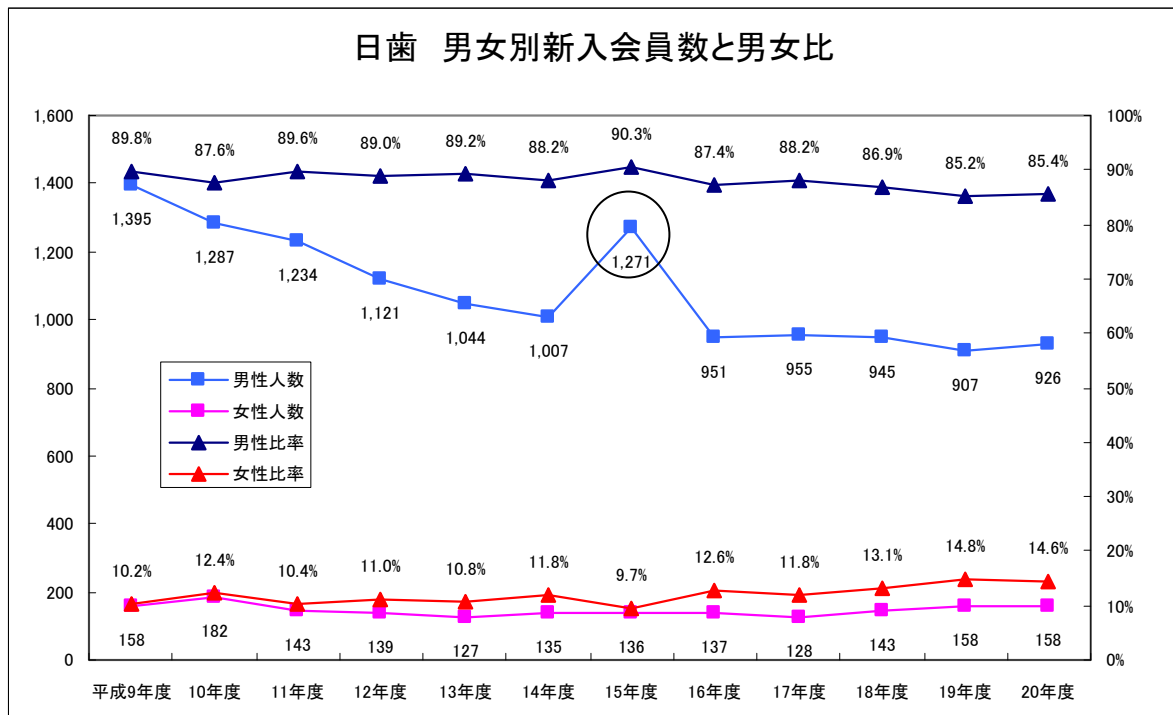
(4) 日歯組織率

(出所：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」および本会会員管理システムデータに基づき、「日歯組織率＝日歯会員数／歯科医師数」により作成)



(5) 日歯男女別新入会員数と男女比

(出所：本会会員管理システムデータ)



上記○印の平成15年度の男性の新入会員の増加は、日本歯科医学会に対して協力要請を行い、準会員の入会勧奨が奏功したことに起因する。

2. 女性歯科医師を取り巻く環境と諸問題

(1) 歯科医師臨床研修

厚生労働省医政局長より、通知「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成17年6月28日付・医政発第0628012号、一部改正;平成19年医政発第0223005号、一部改正;平成19年医政発第0330081号)」が発出されている。

臨床研修期間中は女性歯科医師の出産適齢の時期にも重なっているが、この省令の施行により、出産を経ながらも継続して臨床研修が遂行されるよう、産休期間中などの身分保証や再開時の研修継続の保証等がなされている。ちなみに研修休止の理由として認めるものは、傷病、妊娠、出産、育児その他正当な理由であることとされている。

(2) 就労形態等

厚生労働省「平成21年医療施設調査」によると、全国の歯科診療所数は68,097カ所であり、その内訳は、個人立歯科診療所57,062カ所、医療法人10,406カ所、その他(国、公的医療機関、社会保険関係団体等)629カ所である。

また、厚生労働省「平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査」によると、歯科診療所の開設者または法人代表者の総数は59,560名(平均年齢53.3歳)であり、性別による内訳は男性54,875名(平均年齢53.4歳)、女性4,685名(平均年齢52.5歳)である。歯科診療所の勤務者の総数は25,053名(平均年齢43.0歳)であり、性別による内訳は男性14,244名(平均年齢43.2歳)、女性10,809名(平均年齢42.6歳)である。病院の歯科医師従事者の総数は12,061名(平均年齢36.2歳)であり、性別による内訳は男性8,272名(平均年齢38.1歳)、女性3,789名(平均年齢32.1歳)である。詳細は下表を参照されたい。

平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査
歯科医師数・平均年齢、業務の種別・年齢階級・性別

平成20年12月31日現在 (単位:名、歳)

区分	総数	医療施設の従事者											医療施設・介護老人保健施設以外の従事者									
		総数	病院の従事者						診療所の従事者			介護老人保健施設の従事者	行政機関・保健衛生業務の従事者				その他の業務の従事者	無職の者	不詳			
			総数	病院		医療機関附属の病院の勤務者		総数	開設者又は法人の代表者	勤務者	総数		開設者又は法人の代表者	勤務者	総数	行政機関				保健衛生業務		
				開設者又は法人の代表者	勤務者(医療機関附属の病院を除く。)	総数	臨床系の教官又は教員														臨床系の教官又は教員以外の従事者	
総数	総数	99,426	96,674	12,061	13	2,875	9,173	3,699	5,474	84,613	59,560	25,053	16	1,373	997	134	242	219	23	222	1,135	6
	男	79,305	77,391	8,272	11	2,155	6,106	2,958	3,148	69,119	54,875	14,244	11	1,056	793	96	167	152	15	126	716	5
	女	20,121	19,283	3,789	2	720	3,067	741	2,326	15,494	4,685	10,809	5	317	204	38	75	67	8	96	419	1
平均年齢	総数	48.6	48.5	36.2	51.4	40.6	34.9	43.4	29.1	50.2	53.3	43	56.6	44	42.2	47.8	49.4	48.5	57.8	52.7	66.3	47.4
	男	50	49.9	38.1	51.6	41.9	36.8	44.8	29.3	51.3	53.4	43.2	62.8	45.1	43.7	49.5	49.4	48.1	63	56.8	73.6	51.3
	女	43.2	43	32.1	50	36.8	31	37.9	28.8	45.6	52.5	42.6	42.8	40.2	36.4	43.3	49.2	49.4	48	47.2	54	27.8

※厚生労働省「平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査 表47 歯科医師数・平均年齢、業務の種別・年齢階級・性別」を改編し作成。

(3) 歯科医師会における男女共同参画等に関するモデル意識調査結果

会員の女性会員に対する意識や男女共同参画に関する意識等を把握し、分析するため、平成21年11月20日付日歯発第1355号で都道府県歯科医師会の協力を得て、本会会員を対象に「歯科医師会における男女共同参画等に関するモデル意識調査」を実施した。

●調査方法

- ①調査対象：日歯会員を主とした歯科医師
- ②対象者数：376人
- ③選出方法：都道府県歯科医師会で原則として40歳未満・40歳代・50歳代・60歳以上の各年齢層の男女合計8名を選出
- ④調査期間：平成21年11月20日～平成22年1月29日
 ※締切日は平成22年1月29日であったが、平成22年2月10日までに回収された調査票を有効票として集計を行った。

●回収状況

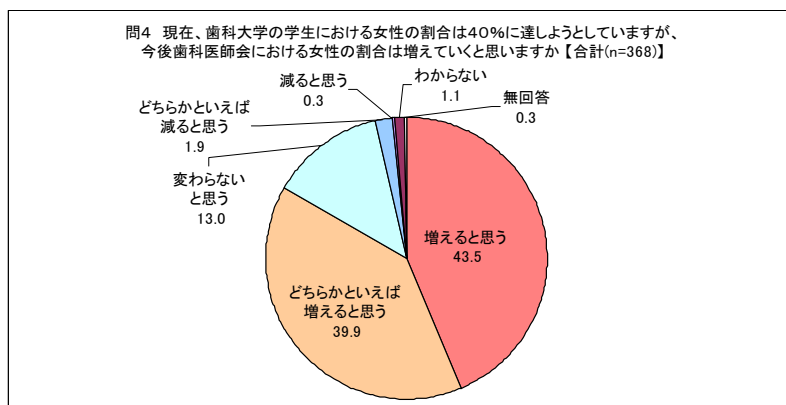
発送数	376票
総回収数	368票（回収率：97.93%）
うち有効回答数	368票（有効回答率：100.0%）

次に調査結果の概要（抜粋）を示す。なお、詳細は『歯科医師会における男女共同参画等に関するモデル意識調査結果報告書（平成22年6月）』を参照されたい。

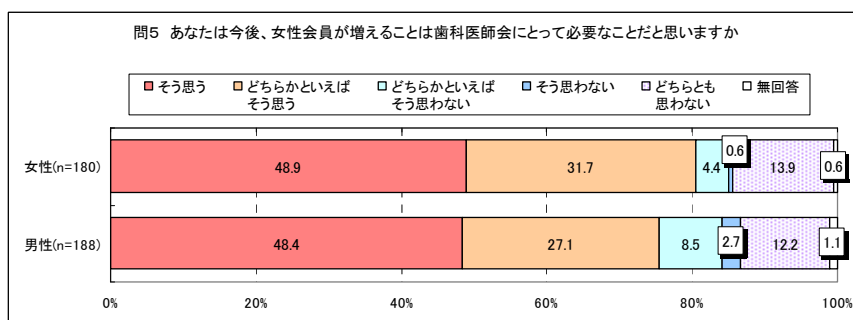
●調査結果の概要

A. 歯科医師会における女性会員や日歯会員の減少による問題

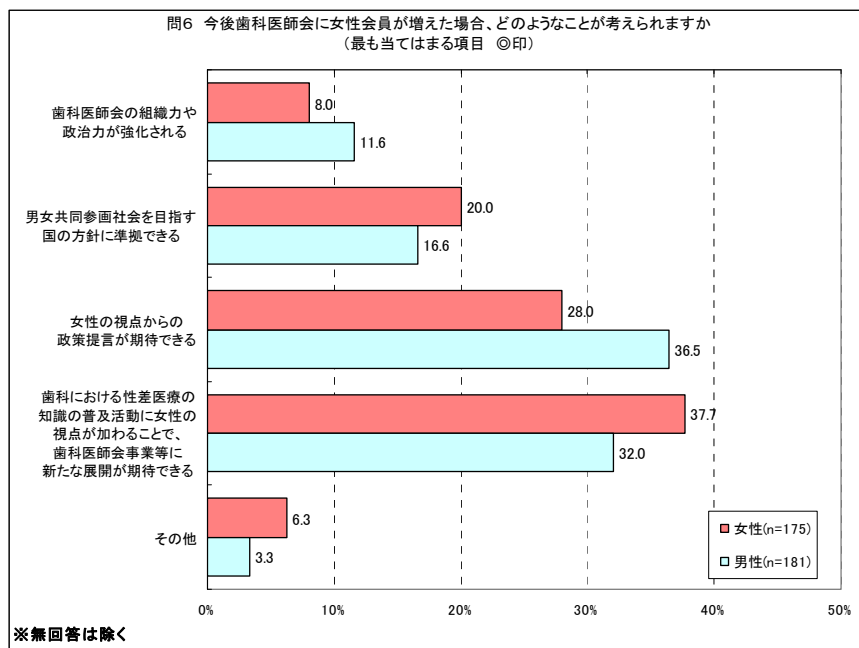
①歯科医師会における女性会員の割合



②歯科医師会における女性会員の必要性



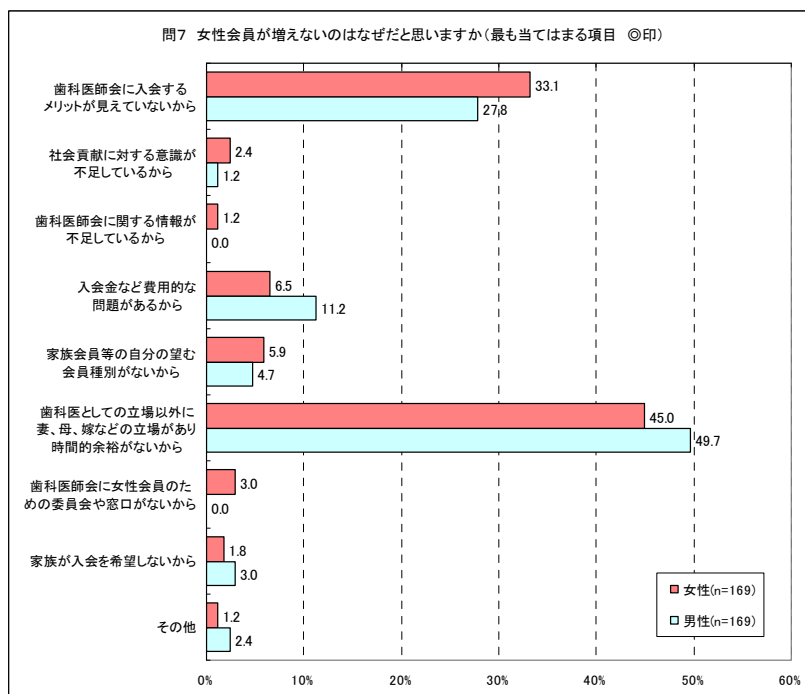
③女性会員が増加した場合の期待



※性差医療：内閣府の男女共同参画基本計画（第2次）には、男女の性差に応じた的確な医療の推進として、医療関係者および国民に男女の性差医療についての知識の普及を図ることが挙げられている。

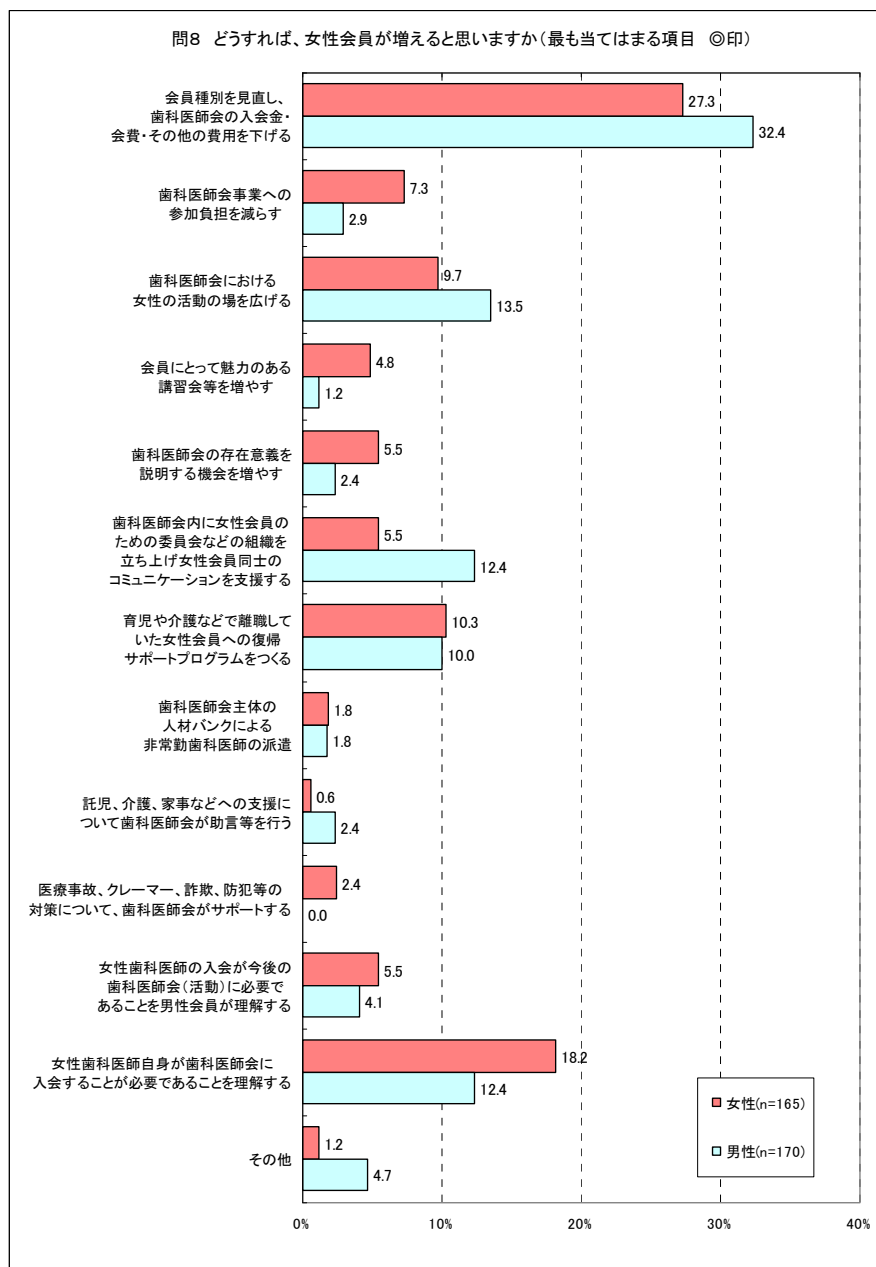
女性歯科医師の視点が加わることで期待することについて、女性は「歯科における性差医療の知識の普及活動に女性の視点が加わることで、歯科医師会事業の新たな展開に期待できる」、男性は「女性の視点からの政策提言に期待できる」が上位となった。

④女性会員が増えない要因



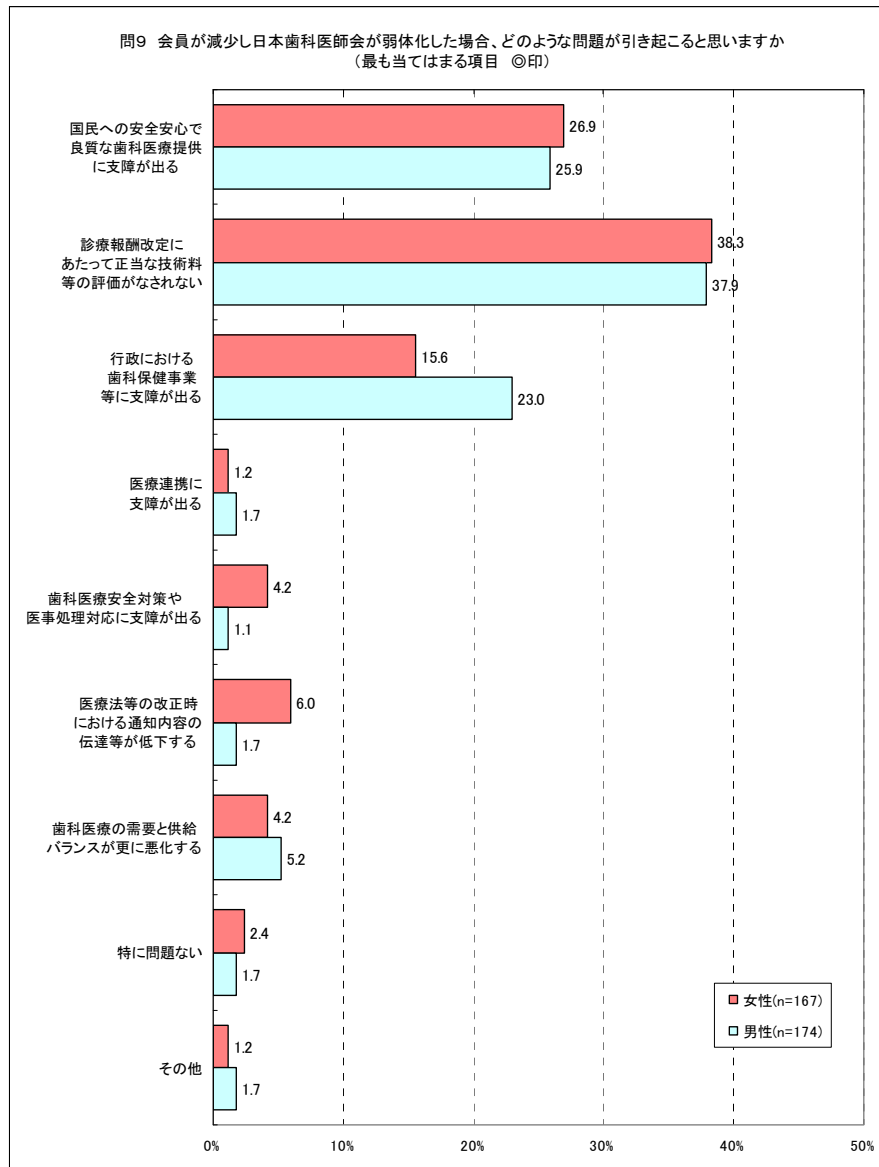
女性会員が増えない要因について、「歯科医としての立場以外に妻、母、嫁などの立場があり時間的余裕がないから」、次いで「歯科医師会に入会するメリットが見えていないから」が上位となった。

⑤女性未入会者対策



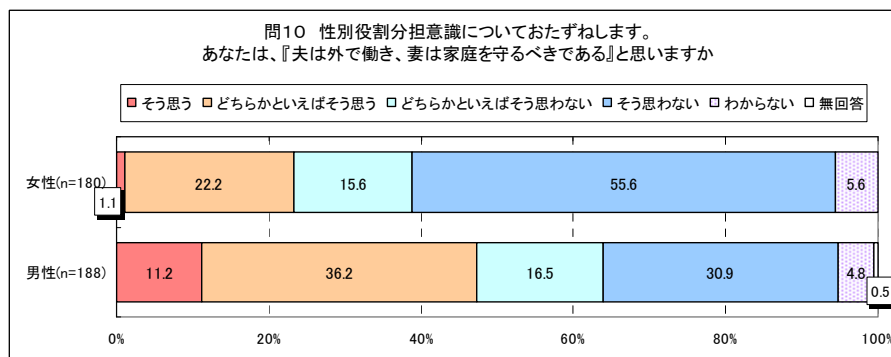
どうすれば女性会員が増えるかとの対策について、女性、男性とも「会員種別を見直し、歯科医師会の入会金・会費・その他の費用を下げる」、次いで女性は「女性歯科医師（会員でない女性歯科医師も含む）自身が歯科医師会に入会することが必要であることを理解する」が、男性は「歯科医師会における女性の活動の場を広げる」が、それぞれ上位となった。

⑥日歯が弱体化した場合に引き起こる問題



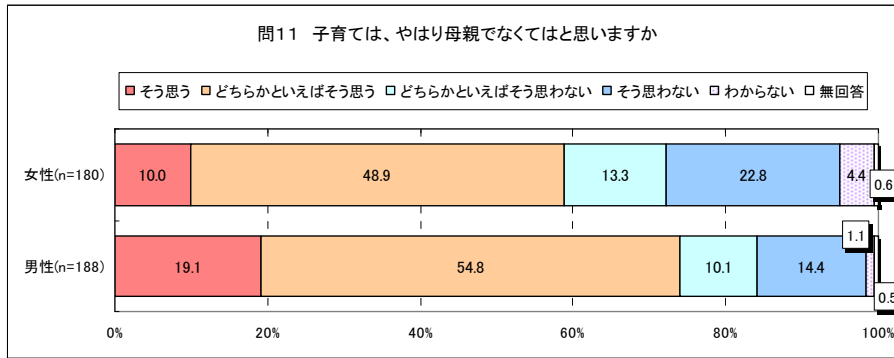
B. 性別役割分担意識

①「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考えについて



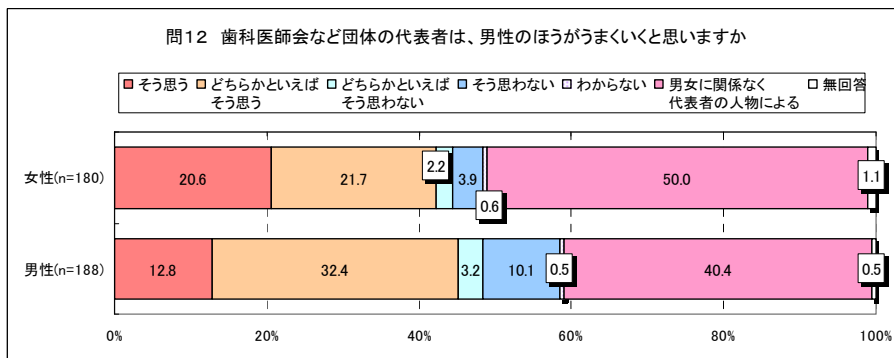
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考えについて、女性は約7割が「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」としたが、男性においては「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と肯定する意見(47.4%)と、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と否定する意見(47.4%)が同率となり、男性においてはその考えが二極化した。

② 「子育ては、やはり母親でなくては」との考えについて



「子育てはやはり母親でなくては」との考えについて、女性は約6割が、男性は約7割が「そう思う」若しくは「どちらかといえばそう思う」との意見であった。

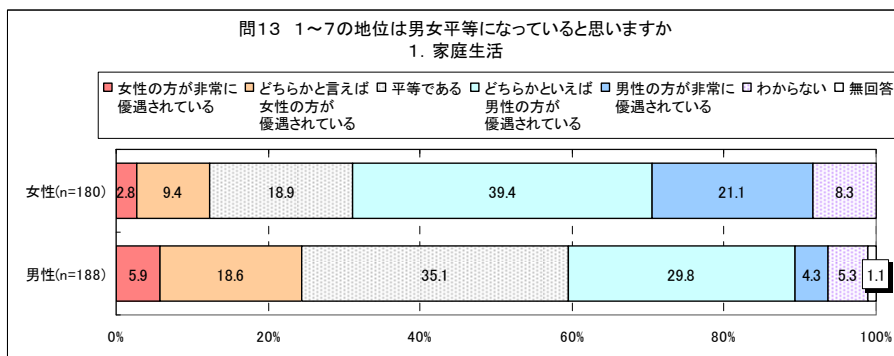
③ 「歯科医師会など団体の代表者は、男性のほうがうまくいく」との考えについて



「歯科医師会など団体の代表者は男性のほうがうまくいく」との考えについて、女性、男性とも「男女に関係なく代表者の人物による」、次いで「どちらかといえばそう思う」が上位となった。

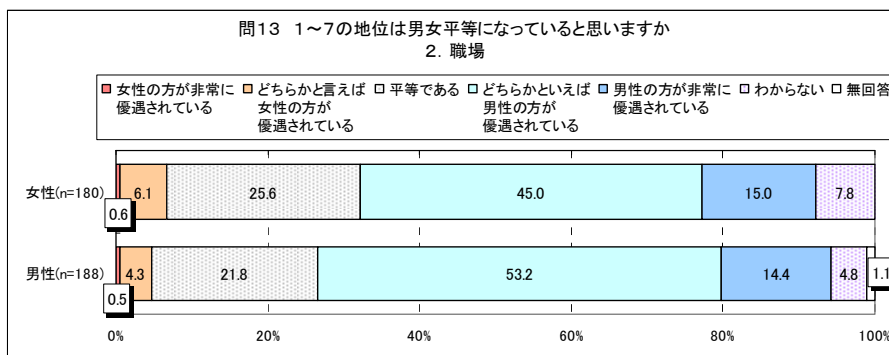
C. 地位の男女平等性

① 「家庭生活」における男女平等性



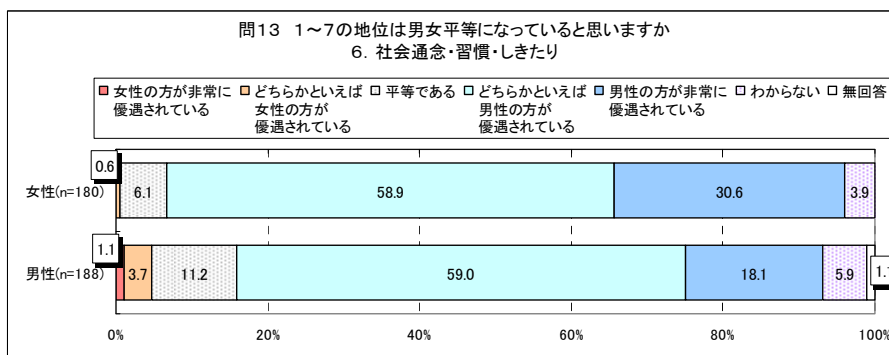
家庭生活について、女性は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」39.4%が上位となった。男性は「平等である」35.1%、次いで「どちらかといえば男性の方が優遇されている」29.8%が上位となった。その結果、女性の約6割が、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答したのに対し、男性では同回答は約3割となり、男性と女性の意識に差がみられた。

②「職場」における男女平等性



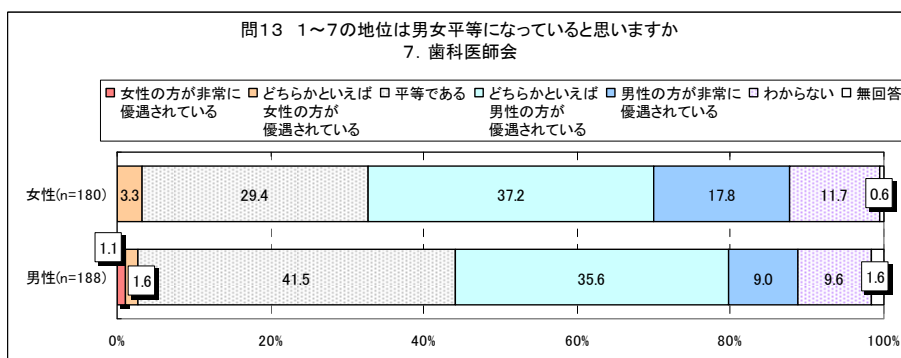
職場について、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と女性の60%、男性の67.6%が感じており、女性と男性の意識は概ね一致した。

③「社会通念・習慣・しきたり」における男女平等性



社会通念・習慣・しきたりについて、女性、男性とも「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が上位となった。

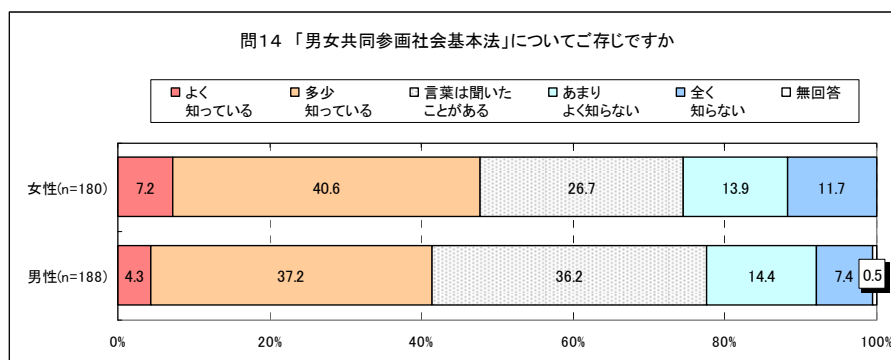
④「歯科医師会」における男女平等性



歯科医師会における男女平等性について、女性は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」37.2%が上位となった。男性は「平等である」41.5%、次いで「どちらかといえば男性の方が優遇されている」35.6%が上位となった。他の項目に比べ男性と女性の意識の差は少ないといえるが、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が非常に優遇されている」と考える女性が5割を超えたのに対し、男性では5割を下回った。

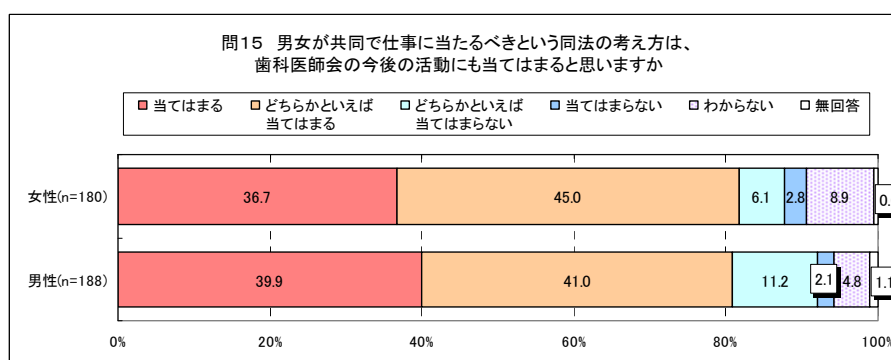
D. 男女共同参画社会基本法

①男女共同参画社会基本法の認知度



男女共同参画社会基本法について、女性、男性とも「多少知っている」、次いで「言葉は聞いたことがある」が上位となった。

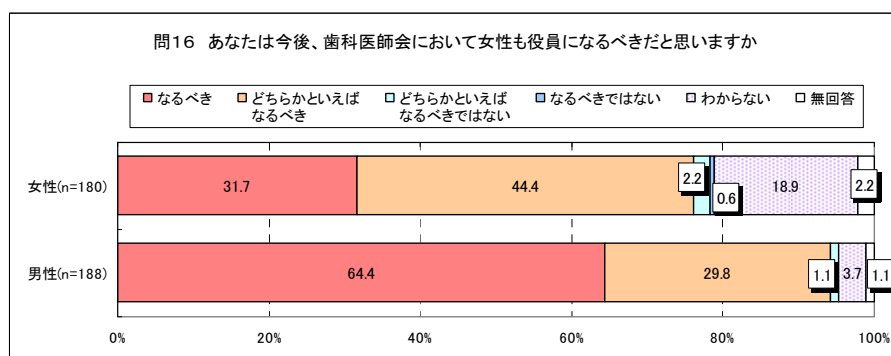
②「男女共同参画社会基本法の考え方」と「歯科医師会の活動」



男女共同参画社会基本法の考え方は歯科医師会の今後の活動に当てはまるかについて、女性、男性とも「どちらかといえば当てはまる」、次いで「当てはまる」が上位となった。

E. 女性会員の役員登用および委員会参画

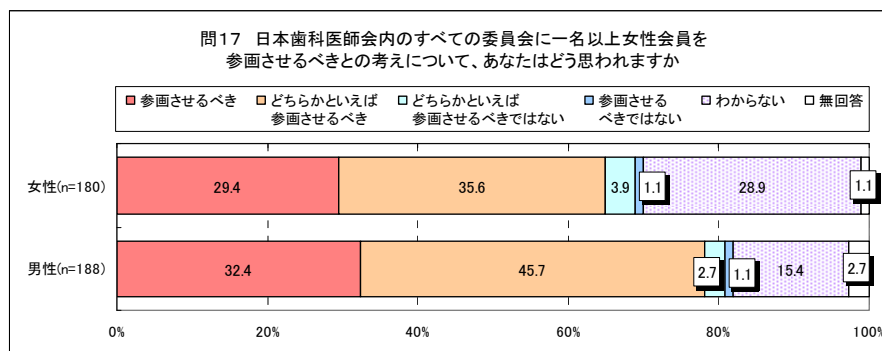
①歯科医師会役員への女性登用



歯科医師会において女性も役員になるべきとの考えについて、男性は「なるべき」64.4%、「どちらかといえばなるべき」29.8%が上位となった。これらを合すると男性回答者の9割以上が、女性も役員になるべきと考えているのに対し、女性では7割以上がなるべきと考えている。

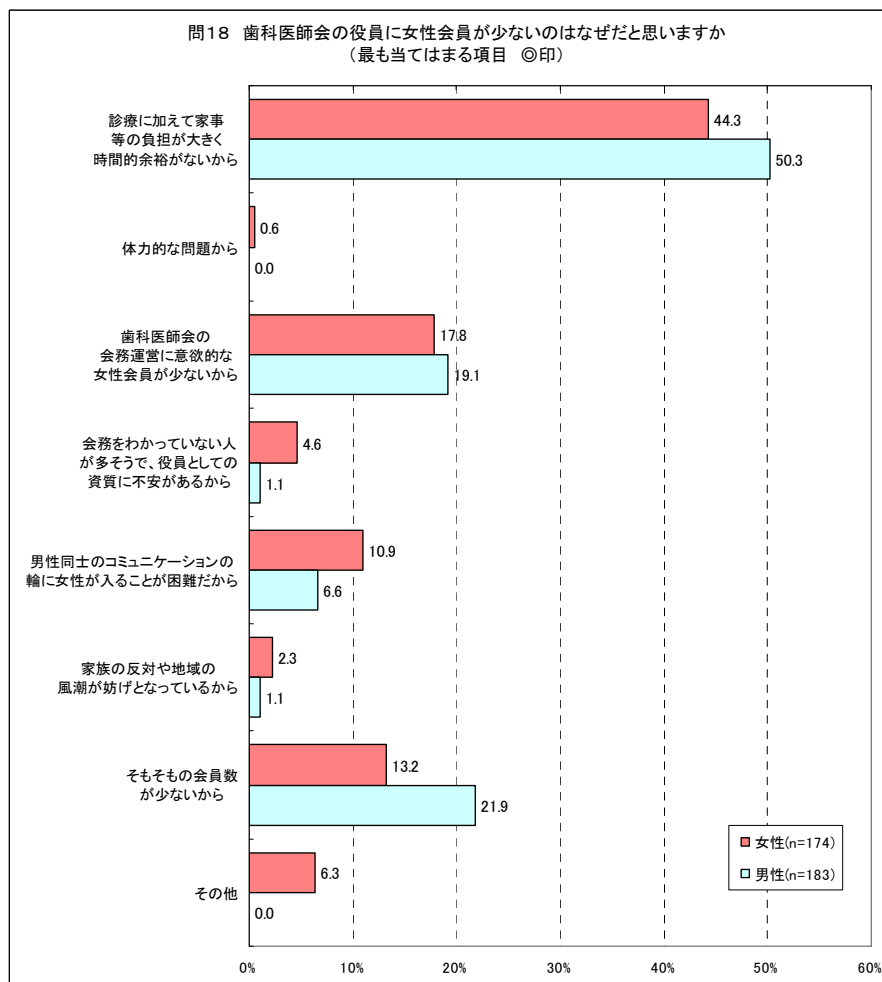
これにより、歯科医師会役員への女性登用を男性がより希望していることが見受けられる。

②委員会への女性参画



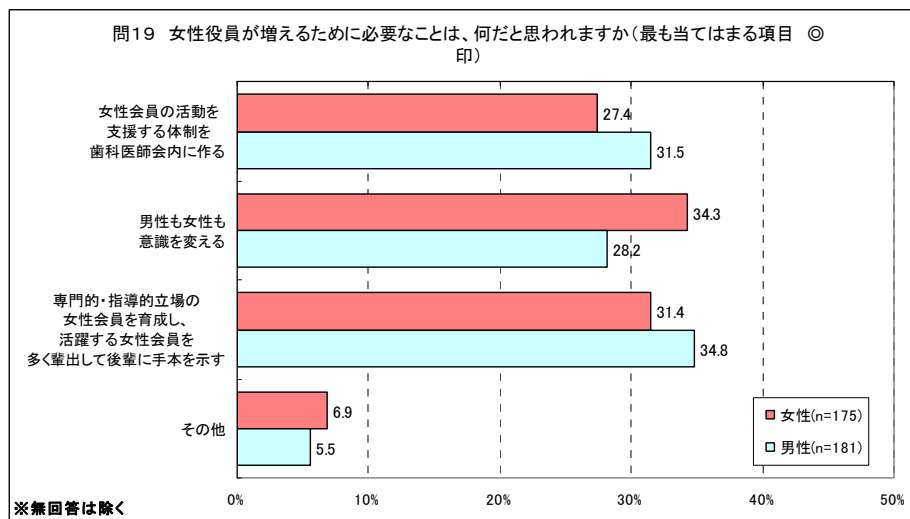
日歯内のすべての委員会に一名以上女性会員を参画させるべきとの考えについて、女性は「どちらかといえば参画させるべき」35.6%、「参画させるべき」29.4%で、6割強が女性会員を全ての委員会に参画させるべきと考えている。一方、男性は「どちらかといえば参画させるべき」45.7%、「参画させるべき」32.4%で、これらを合わせると男性回答者の8割近くが、女性会員を全ての委員会に参画させるべきと考えており、女性の参画を男性がより強く望んでいることが見受けられる。

③歯科医師会役員への女性登用が少ない理由



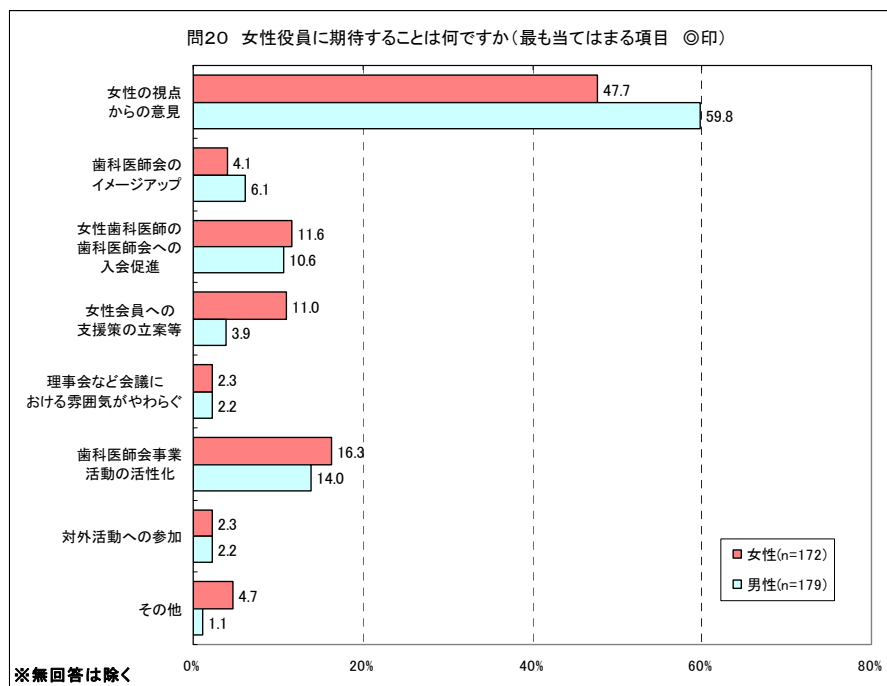
歯科医師会の役員に女性会員が少ない理由について、女性、男性とも「診療に加えて家事等の負担が大きく時間的余裕がないから」が上位となった。

④女性役員を増やすための方策



女性役員が増えるために必要なことは、「女性会員の活動を支援する体制を歯科医師会内に作る」、「男性も女性も意識を変える」、「専門的・指導的立場の女性会員を育成し、活躍する女性会員を多く輩出して後輩に手本を示す」が女性、男性ともほぼ同等の回答となった。

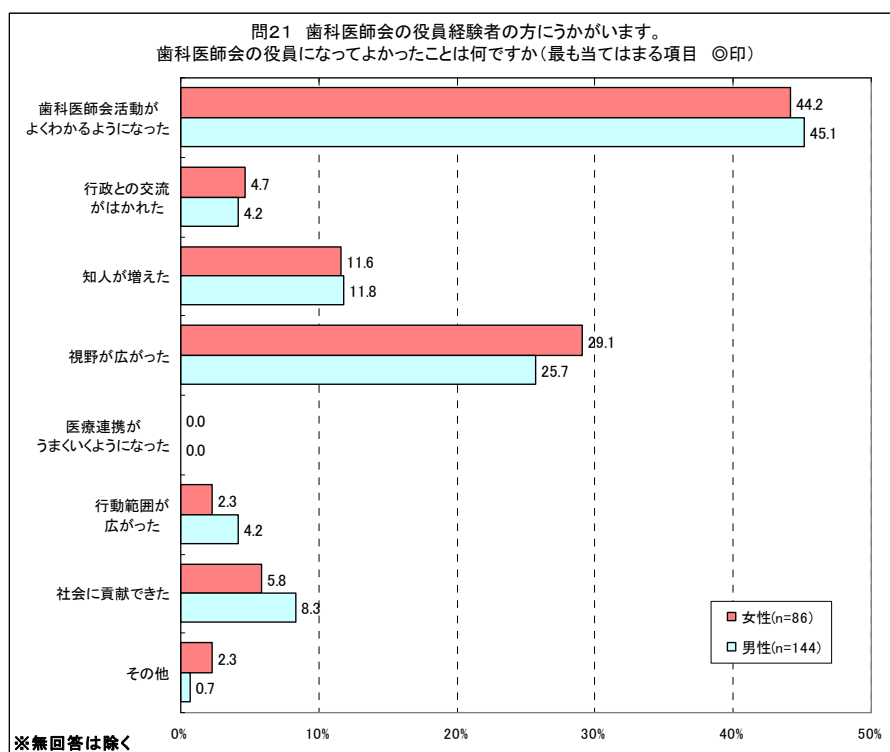
⑤女性役員への期待



女性役員に期待することについて、女性、男性とも「女性の視点からの意見」、次いで「歯科医師会事業活動の活性化」を挙げた。

F. 歯科医師会の役員経験

① 歯科医師会役員を経験して得られたこと



歯科医師会の役員になってよかったことについて、女性、男性とも「歯科医師会活動がよくわかるようになった」、次いで「視野が広がった」が上位となった。

3. まとめ

1) 基盤整備

多くの女性歯科医師が能力を持ちながら、そのキャリアを十分発揮できていない現状がある。それぞれのライフステージに応じたワークライフバランスの取り方に対して、どのような支援や対策が必要か、女性歯科医師の就労をめぐる現状を踏まえ、基盤整備等について現時点における本委員会の見解を列記する。

(1) ゆとりのある就業体制

「歯科医師会における男女共同参画等に関するモデル意識調査」において、仕事と家庭、育児等との両立の難しさが窺える。

多くの女性歯科医師は、個人立歯科診療所もしくは医療法人で就業しており、歯科医師は一人もしくは数人で勤務体制となっているものと推測される。我が国では歯科医師の過剰問題が取り沙汰され、歯科医療機関の経営は厳しい状況にあり、医科領域の医師不足の状況とは環境が全く異なる。

このような中、ゆとりある就業体制を構築することは非常に困難ではあるが、経営の安定がなされた上で、個々の歯科医療機関における許容範囲の中で女性歯科医師の自助努力と創意工夫によるゆとり作りをしなければならない。

個々の努力以前の根本的問題として、低廉な診療報酬体系のもと、保険歯科医療機関の経営状況は悪化の一途をたどっており、好転させるべく、日歯には医療費適正化政策に伴う歯科医療費抑制に対して更なる改善を関係方面に求められたい。

(2) 子育てしながら就業できる支援体制（育児支援）

政府が「202030」を提唱している中で、保育施設における待機児童の問題は重大な社会問題であり、育児中の女性歯科医師にとっても大きな障壁となっている。ことさら女性歯科医師が医療機関の管理者であれば、この問題は一層深刻である。

保育施設の充実は社会全体として推進していく必要があるが、歯科医師会が直接その運営に関わることは非常に困難である。都道府県歯科医師会や郡市区歯科医師会が、講習会等開催の際に派遣保育士等を手配することにより歯科医師会館の一室に託児所を設置すること等が考えられる。

また、日本歯科医学会総会等においても、学会会場内や近辺に託児所を設置すること等が考えられる。参加者数によっては、託児所の設置は難しいことではあるが、ホテルのベビールーム等の施設紹介についての工夫は可能と考えられる。

なお、育児中の女性歯科医師の就業支援のため、保育施設の「病児保育」「長時間預かり」「土日預かり」「3歳児未満の受け入れ」が容易となり、自治体が地域のニーズに合わせた仕組み作りができるよう、幼保一元化（幼稚園と保育園の一元化）の実現に向け、関係方面に働きかけを行うべきと考える。

(3) 「再就業を支援する体制」と「歯科医師会の活用」

妊娠・出産・育児・介護等による休業後の再就業にあたり、国民に安全・安心で良質且つ高度な歯科医療を提供するため、自身の技量・技術を再確認し、更にその質を高める研鑽の場の提供等が歯科医師会の課題の一つと考える。

その点、歯科医師会では歯科疾患に対する診断やその基本処置から最新治療法はもとより、医療安全・感染症予防対策や糖尿病対策等の医療連携などに関して、冊子やDVDの配布・貸与、講習会開催により、会員の学術研修のサポートをしており、再就業にあたっては是非ともそれらを活用するべきである。各歯科医師会におかれましては、再就業する女性歯科医師へ受講機会を許容範囲の中で優先的に提供するような講習会運営に配慮されたい。

また、女性歯科医師に限らず歯科医師にとって、必要な情報の入手や視野を広めるため、歯科医師会の活動や講習会に参加することは有効な手段である。特に郡市区歯科医師会等は、市区町村等と協同で地域住民を対象とした啓発活動を実施しており、その活動に参画することは地域に根ざす歯科医師・歯科医療機関としての務めであるとともに、少なからず医院経営の安定にも奏功するものと思料される。

(4) 都道府県歯科医師会もしくは郡市区歯科医師会の傘下である「女性会員組織」の活用

本来、歯科医師という職業に性差はない。一方家庭人としては、如何に家事・育児・介護等、夫婦平等と言えども女性が担うものの方が男性のそれよりも大きいのが現実である。このことは女性歯科医師の活動を狭める大きな要因である。また、その程度は個々を取り巻く環境やライフステージによって一定ではない。女性のワークライフバランスが取り沙汰される所以である。

都道府県歯科医師会へのアンケート調査によると、現在、歯科医師会内に女性歯科医師の組織を有するのは14県である。その位置付けは一様ではなく活動内容も様々であるが、共通して言えることは、女性歯科医師のワークライフバランスを踏まえた創意・工夫が活かされていることである。

- 「多岐にわたる情報の共有」：歯科医師、歯科医師会会員、家庭人、女性等の様々な立場から情報を共有できる。
- 「密度の濃い意見交換」：女性同士の方が忌憚なく意見交換を行えることもある。
- 「アドバイス」：若い女性歯科医師は、殊に経験豊富な先輩（女性）からのアドバイスを参考とし、何よりも励まされる。
- 「女性ならではの視点」：バラエティーに富んだ活動テーマが出ることに期待。
- 「小さな単位での研修会」：近地開催、時間短縮、身近なテーマの選択等、融通が利く。
- 「開催時間帯等の調整」：ウィークデーの昼間等での開催も可能。

等々

女性歯科医師が集い、事業を企画・展開しつつ交流を深めることは、女性歯科医師間の連帯感を生み、ネットワークを充実させ、様々な制約のある中でも女性歯科医師に活動・参加意欲を湧かせる期待がもてると考えられる。女性歯科医師の会合は、歯科医師会が提供する情報の周知の場でもあり、逆に、活発な意見交換の中から女性の視点からの歯科医師会への提言が生まれ得る。これらは歯科医師会と女性会員の距離を近づけるものである。

このような歯科医師会への帰属意識があつてこそ、時を経て次のライフステージに入った女性歯科医師の歯科医師会事業への能動的参画にも期待ができるものと考えられる。

都道府県歯科医師会傘下の女性会員組織

岩手県	いわて女性歯科医師の会	奈良県	奈良県女性歯科医会
埼玉県	埼玉県歯科医師会女性歯科医師に関する検討臨時委員会	広島県	広島県婦人歯科医会
神奈川県	神奈川県歯科医師会総務委員会女性歯科医会	山口県	女性歯科医師の活動に関する検討臨時委員会
愛知県	女性委員会	徳島県	五月会（さつきかい）
岐阜県	岐阜県女性歯科医師の会	香川県	女医会
石川県	みどり会	愛媛県	Joyful Mate's
福井県	福井県歯科女医会	鹿児島県	女性歯科医師の会

(5) 未入会者の傾向を踏まえた入会促進の在り方

昨今の若い歯科医師の傾向として、歯科医師会事業には参加しないものの、医院経営にプラスになるインプラント等の知識・技術を習得するための講習会には積極的に参加するという傾向が強いように感じられる。

「会費を払ってまで入会する気持ちはない」という若い歯科医師の傾向を踏まえつつ、某県歯科医師会の役員は入会促進の一環として、未入会者の前で歯科医師会の存在意義等を説いた。「歯科医師会に入会しない非会員が増加し歯科医師会が弱体化することによって、将来的にどのような事態になるかよく考えて欲しい。政府に政策提言する力がなくなれば、医療費適正化計画により更に低廉な診療報酬体系になる恐れがある。また、地域住民への公衆衛生活動に貢献している歯科医師会会員が少なくなれば、それらの活動に支障を来し、いずれ厚生労働行政そのものに悪影響を及ぼす事態になる。」等を役員が説明したところ、予想に反して十数人の未入会者が入会手続きを行った。「歯科医師会における男女共同参画等に関するモデル意識調査」によると、「どうすれば女性会員が増えるか」との問いに対し、「女性歯科医師自身が歯科医師会に入会することが必要であることを理解する」との回答が上位に挙げられた。これは、女性自身の意識改革が必要であることを示唆するものと思われるが、歯科医師会側では意識改革のきっかけづくりが課題となる。一方、女性会員が増えない要因について「歯科医師会に入会するメリットが見えていないから」との回答が上位に挙げられた。これらの調査結果を勘案すると、歯科医師会側と女性側の双方の意識改革と、歯科医師会側の更なる取り組みが必要と思われる。

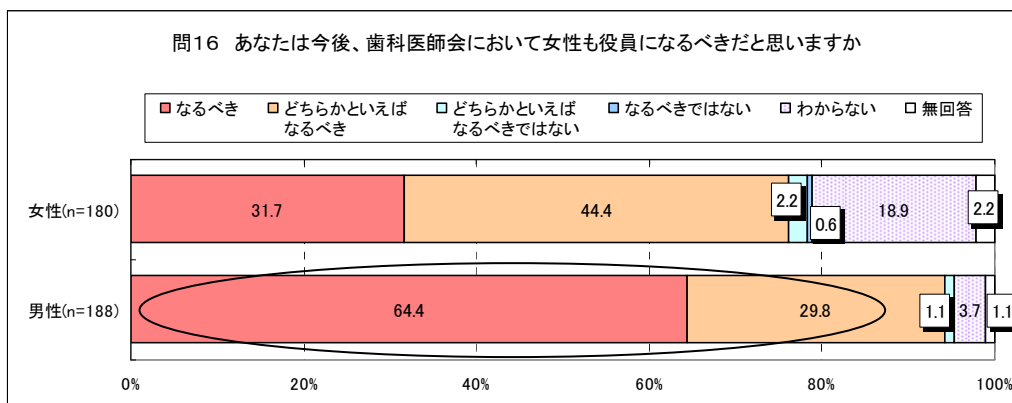
歯科医師、殊に女性歯科医師は、ライフステージや取り巻く環境によって、その就業状況は多様である。「あまり診療をしていないから」「家族が会員だから」といった歯科医師会入会に対する消極的な声に対応する会員種別設定への取り組みも、入会促進のための重要な課題である。

また、歯科医師会への理解や入会・未入会の決断にあたっては、当事者の家族・先輩等歯科医師の考えが大きく影響していることが推察され、その点についても十分検討・対策が必要と考えられる。

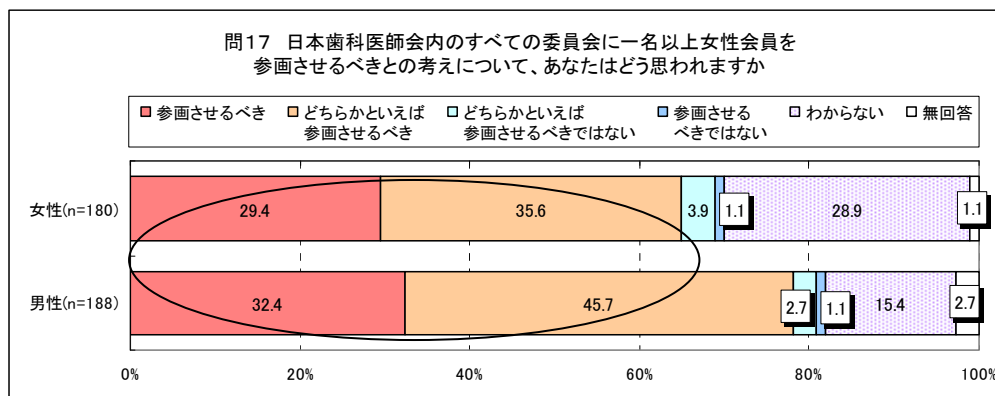
(6) 歯科医師会における女性会員の役員・委員への登用

「歯科医師会における男女共同参画等に関するモデル意識調査」より、歯科医師会において「女性も役員になるべきとの考え」について、男性のうち64.4%は「なるべき」、29.8%は「どちらかといえばなるべき」と考えており、9割以上が女性も役員になるべきと考えていることが明らかになった。

歯科医師会において、男性会員が役員や委員の多くを占めているが、今後、積極的に女性会員が役員や委員に就任して歯科医師会事業の企画・実施に参画するための基盤作りが検討課題となる。また、一方では、女性歯科医師やその周囲も一層の意識改革が必要である。



日歯内のすべての委員会に一名以上女性会員を参画させるべきとの考えについて、男性のうち 45.7%は「どちらかといえば参画させるべき」、32.4%は「参画させるべき」と考えており、8割近くが女性会員を全ての委員会に参画させるべきと考えている。また、女性のうち 35.6%は「どちらかといえば参画させるべき」、29.4%は「参画させるべき」と考えており、6割以上が女性会員は全ての委員会に参画するべきと考えている。これらの結果から、女性会員の委員会参画を男性会員がより強く望んでいることが見受けられる。



日歯は勿論のこと、各歯科医師会におかれては、女性会員の役員・委員への登用について、推薦・輪番制・立候補制・定員制等それぞれの地域に適した方法で選出し、実際に参加できる方策を検討することが望まれる。その際、女性歯科医師が活動の場に出やすい時間帯等も併せて配慮されたい。女性歯科医師が国民医療の担い手として十分活躍できるよう、働きやすい環境を作り、女性にも参加しやすい歯科医師会のあり方を検討することが、今後の歯科医師会活動に必要であると考えられる。

女性会員が歯科医師会事業に関わるポジションに就く機会を増やすことが、女性歯科医師間における歯科医師会活動の理解の輪を広げ、未入会者対策等の相乗効果に繋がるものと推察する。

(7) 歯学部教育における歯科医師会の役割に関するカリキュラムの必要性

歯学部教育では、生命倫理をはじめ歯科医療に関する学術的かつ臨床的な講義および実習がカリキュラムに設定されている。しかし、歯科医師会事業を通じた地域住民への公衆衛生活動等の重要性や必要性を学ぶ機会が殆どないものと推察される。

歯科医師法第一条には、「歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。」と規定している。歯科医師法は単なる医療専門職種の資格規定に留まらず、歯科医師に社会的貢献の義務を課していることを明示している。したがって、大学は歯学部教育の中で、歯科医師会を通じた社会貢献の必要性等を教えるカリキュラムを設けるべきである。

執行部におかれては、歯学部卒業者が歯科医師免許を取得した暁に、広い視野と見識をもって地域歯科保健ならびに歯科医療に貢献するために歯科医師会事業に参画する意欲を持つことができるよう、歯学部教育において、歯科医師会の果たす役割の重要性を説くカリキュラムの設置を、大学関係者をはじめ文部科学省および厚生労働省へ働きかけられたい。また、臨床研修中に日歯に入会できるような会員種別の仕組みを作ることにより、歯科医師免許取得直後から、入会を受け入れられる態勢の整備等が期待される。

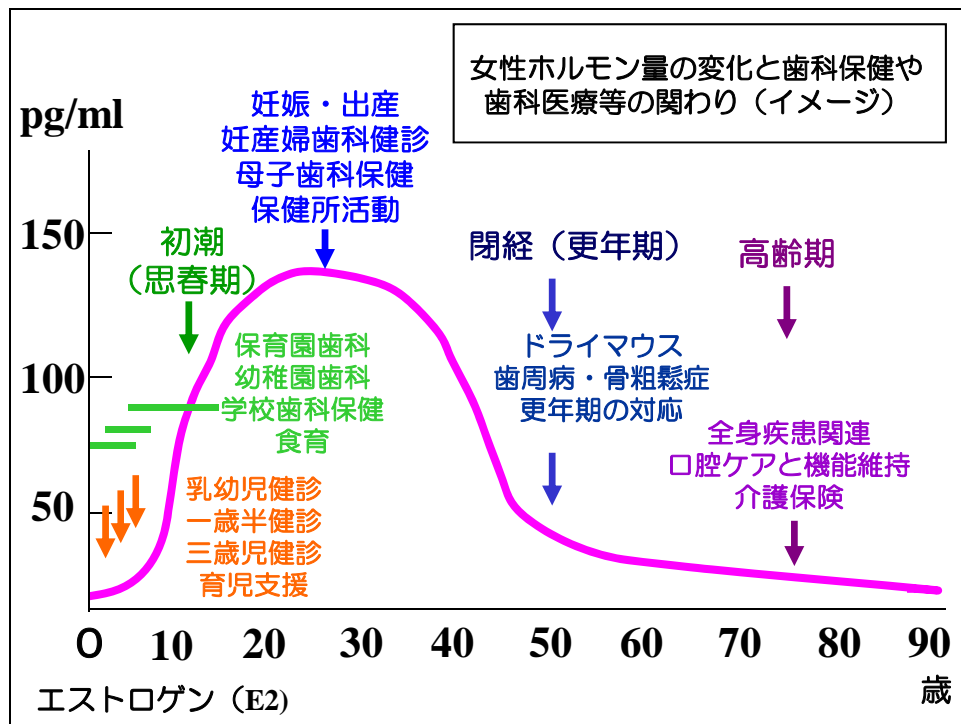
2) 性差や高齢者社会を踏まえた歯科医療の在り方と女性歯科医師への期待

性差医療や在宅歯科医療ならびに医療連携を踏まえ、今後の歯科医療の在り方や女性歯科医師への期待について、現時点における本委員会の見解を列記する。

(1) 性差医療を踏まえた「歯科医療の需要拡大」の促進と可能性について

女性は思春期からホルモン活動が活発となり、妊娠・出産期を経て年を重ね、やがて閉経して女性ホルモンの分泌が減少する。女性の生涯は、ジェットコースターのように増減する女性ホルモンと共に歩まざるを得ず、これらは少なからず口腔の健康と関連する。また更年期障害では、症状の一つとして精神が不安定になることもみられるため、歯科臨床ではこれらも意識した性差医療への取り組みも必要である。女性歯科医師は歯科医師である前に一人の女性として、女性患者の気持ちや置かれている状況を理解し、きめ細やかな対応ができるものと期待する。

「女性ホルモン（エストロゲン）量の変化と歯科保健や歯科医療等の関わり（イメージ）」を次の図に示す。



また、厚生労働省の調べによると、平成 21 年における日本人の平均寿命は女性 86.44 歳、男性 79.59 歳となった。健康寿命(日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間)は、「WHO 保健レポート (2004 年)」によると、日本人の健康寿命は男性 72.3 歳、女性 77.7 歳である。

女性に着目すると、女性は長生きと言われているが、約 10 年に亘り介護を必要とし、自立度を失った状態で過ごす期間が長いと考えられる。医学的に見て、女性と男性では骨格や筋力が異なるため、自立度が落ちる速度が違うものと推察する。一方、「正常に噛める人は筋力が落ちない」と言われていることから、女性の健康寿命を延ばすため、自立度を低下させないよう筋力を落とさないためにも、自分の歯で噛み食べ、体を動かすことが大切である。今後、疫学的調査により、残存歯数と健康寿命との関連が判明すれば、歯科界が健康寿命を延ばすことに貢献できるものと大きな期待が持たれる所以である。

そのため歯科医師会では、女性を意識した歯科領域における性差医療の推進に取り組むとともに、これらに必要な EBM 研究のため、日本歯科医学会はじめ関係方面に協力要請することも必要と考える。

(2) 在宅歯科診療における女性歯科医師への期待

超高齢化社会の日本において、更に高齢化率が増加の一途をたどる現在、在宅介護を余儀なくされた要介護者も増え続けている。2006 年 4 月の改正介護保険法の施行には、介護予防のための口腔機能の向上を目的としたサービスの提供が盛り込まれた。8020 健康長寿社会の実現を目指す日歯は、口腔機能の維持・増進により「食」と「会話」という人間の生活の根幹に関わる「生きる力」を支える生活の医療として、在宅歯科診療推進のための事業を鋭意進めているところである。要介護者・高齢者への専門的口腔ケアが、生活の質を維持し、摂食嚥下障害から起こる誤嚥性肺炎の予防に効果的であることが実証され、各都道府県歯科医師会でも、在宅歯科医療連携事業の一環として、在宅歯科診療を担う歯科医師の養成・研修が広く実施されている。

介護保険が始まる以前から、家庭では、介護の担い手は主に女性であった。介護の現場が居宅から施設へとシフトされ始めている現在、施設のあらゆる職種において女性の労働力が中心である。生活者としての視点を持ち、同性という立場で他職種の女性等と連携が取れやすい女性歯科医師にとって、この在宅歯科診療はその資質から比較的に取り組みやすい場面である。さらに自身が介護に携わる機会の多い女性歯科医師であれば、患者側もより気軽に相談できる。他職種との連携においても、特に女性が多いケアマネージャーと女性歯科医師との連携は、口腔の問題点をより明確にして歯科の重要性をアピールするという点において有用である。

なお、歯科医療機関にとって、外来から在宅医療まで切れ目のない歯科医療を提供していく時、訪問診療が外来診療に比してかなりのコストを要するという現実の問題に直面する。2012 年には、介護保険と診療報酬の同時改定が予定されている。

執行部におかれては、高齢者やその家族の要請に応えるため、多くの歯科医師が在宅歯科医療に参画できるよう、基盤整備の一環として診療報酬上の正当な評価がなされるように、更なる取り組みをお願いしたい。

(3) 医療連携パスにおける歯科の役割と女性歯科医師への期待

平成 19 年に施行された改正医療法により、都道府県は、地域の実情に応じて医療計画を策定し、いわゆる 4 疾病 5 事業（4 疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、5 事業：救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療）ごとに医療連携体制の構築に取り組んでいる。

このような中、ある県では、脳卒中による要介護者の対策として、供用型医療連携パスの取り組みが始められている。病院医師より、口腔ケアの重要性や、誤嚥性肺炎を引き起こしリハビリの回復を遅らせる低栄養をもたらす摂食嚥下障害などの問題が提起されたことから歯科の重要性が高まり、「歯科シート」が作成された。また、再発時に病院がスムーズに対応できることを目的として県が作成した「地域生活連携シート」に口腔の管理状況が記載されるほか、入院中における「看護師シート」にも、口腔状態に関する項目が追加された。これらの歯科情報は、在宅歯科診療に関わる歯科医師にとって非常に役立つだけでなく、ケアマネージャーやヘルパーへの歯科指導ならびに情報提供に際しても、有益である。

糖尿病の医療連携にも歯科の参画が進められていることから、今後は医療連携パスを推進する中で、歯科医師の果たす役割が重要視されるよう、日歯はじめ都道

府県歯科医師会等による関係方面への一層の働きかけが必要と考えられる。

なお、前述の在宅歯科診療の項目でも記したとおり、医療連携パスにおいても、女性歯科医師は医師、看護師、ケアマネージャー、ヘルパーなど他職種との連携が比較的取れやすいと評価されている旨を仄聞する。女性の細やかな「気づき」や「心づかい」は、地域生活期の要介護者への対応には有用であり、医療連携パスの更なる推進のためにも、より多くの女性歯科医師の参画を期待したい。

おわりに

日本の歯科医療を守り、国民に安全・安心で良質な歯科医療を提供するため、今こそ日歯がその存在感を内外に示し、発言する力が求められている。日歯会員数が減少し、組織率が低下しつつある中で、近年の歯科医師国家試験合格者では約40%を占めるようになった女性歯科医師の活動に期待することは、日本の国力を維持するために女性の力が必要であるとする「男女共同参画社会の実現」と、その論旨が一致する。このことは昨年度、「歯科医師会における男女共同参画等に関するモデル意識調査」を行った理由の一つである。

本委員会では、「歯科医師会における男女共同参画等に関するモデル意識調査」結果の分析等を通して、諮問事項である女性歯科医師の活動を取り巻く諸問題への対応について、10項目の提言として取り纏めた。主に、女性のライフステージにおける就業状況の変化や女性の感性・視点への理解の必要性と、日歯が抱える数々の重大な課題の中で、特に女性歯科医師の動向と関わりの深い歯科医師会組織率・事業への男女共同参画問題に着目した内容となった。

しかしながら、少し視点を広げれば、実はこれらの提言の多くは女性歯科医師に特化したことではなく、男性歯科医師にとっても共通する問題として捉え得ることを、ここで申し添えたい。

執行部におかれては、女性歯科医師の活動を取り巻く諸問題へ取り組むにあたり、それが全会員の環境整備に結びつくことを常に念頭に置いて、早急に且つ力強く推進されたい。結果として、日本の歯科医療を守るために政府に対して政策提言するにあたり、より一層強力な交渉力を持ち続けるに足る組織率の向上・維持に繋がることを願って止まない。

また女性歯科医師等の活動支援について、今期のみ終わることのない継続した検討を行うため、本委員会もしくは類似した委員会の継続を次期執行部においても希望するものである。本委員会はそのための基礎づくりの一助となれば幸いである。最終的には女性会員のみによらない活動が本来あるべき姿であり、例えば男女共同参画による委員会の設置も併せて検討されることが望ましいと考える。

本答申は、全体委員会、小委員会、正副委員長打合会のほか、活発なメーリング・リストによる協議を通して取り纏めましたが、何よりも本委員会活動を支えてくださった大久保満男会長、日高潤二常務理事、林伸伍理事、関係各位に心より深く感謝申し上げます。

〈全体委員会開催日〉

平成21年 8月25日
11月 2日
平成22年 3月17日
6月16日
10月27日

〈小委員会開催日〉

平成22年 5月12日
8月 4日
9月29日

〈正副委員長打合会開催日〉

平成21年 9月11日
10月15日
平成22年 7月29日

〈女性歯科医師の活動に関する検討委員会〉

委員長 ○倉 治 ななえ
副委員長 ○杉 山 紀 子
委員 長 野 えり子
委員 菊 地 敦 子
委員 ○大 塚 啓 子
委員 ○齋 藤 秀 子
委員 ○溝 口 万里子
委員 小 林 誠 子
委員 平 塚 紀代美
委員 草 間 由 紀
委員 中 川 操
委員 比 嘉 奈津美

○印：小委員会委員